

5月1日(木)から、**証明書の掲示が必要になります**

住民票の写し等の交付申請時の 本人確認にご協力ください

戸籍や住民票は、個人の情報が記載された大切なものです。

そのような戸籍や住民票の証明書は他人に不正に取得されてはなりません。

第三者のなりすましによる住民票の写し等の不正請求や不当使用による被害を未然に防止するとともに、市民の皆さんの個人情報の保護を図ることを目的として、住民基本台帳法および戸籍法の一部が改正されました。

このため、

5月1日(木)から、**住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付申請の際には、窓口に来られた人(本人、代理人、使者)の本人確認が必要となります。**

住民票の写し等の交付申請の際には、官公署発行の運転免許証やパスポートなど、本人確認ができる書類をお持ちください。

また、本人以外(代理人、使者)の人が窓口に来られる場合には、その人の本人確認に併せ、委任状が必要となります。

● 本人確認の対象となるもの

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍、除籍、改製原戸籍の謄本、抄本など

住民異動届や戸籍に関する届出などについても、引き続き窓口での本人確認を行います。

● 本人確認の対象となる人

交付申請等のため、窓口に来られる人(本人、代理人、使者)

● 本人確認のため

提示していただく証明書

官公署発行の写真付き身分証明書(住民基本台帳カードやパスポート、運転免許証など)

のものがない場合は、各種健康保険証や各種年金証書など官公署や会社などが発行した書類

の場合、複数提示が必要となる場

合があります。また、職員が口頭で質問をさせていただくこともあります。

また、証明書に有効期限の定めがある場合は、有効期限内のものに限

ります。

問合せ 市民課戸籍住民係

☎0833(72)1400

住民基本台帳カードについて

住民基本台帳カードは、光市が交付する安全性に優れたICカードで、「写真付き住民基本台帳カード」と「写真なし住民基本台帳カード」の2種類があります。このうち、「写真付き住民基本台帳カード」は、公的な身分証明書として利用できます。

「住民基本台帳カード」の交付申請は、光市に住民登録のある人で、市民課戸籍住民係で行えます。

(ただし、15歳未満の人、成年被後見人については法定代理人が申請する必要があります。)

住民基本台帳カードの作成には、本人確認のため顔写真付きの公的身分証明書(免許証・パスポートな

ど)と手数料500円が必要です。

顔写真付きの公的身分証明書を

お持ちでない場合

ご本人による申請受付後、申請者あてに照会書を郵送します。

その照会書にある回答書欄に署名

押印の上、保険証など本人の住所、氏名、生年月日などが記載された書類を持

参していただき、「住民基本台帳カード」を

作成します。

